

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 河川法施行令の一部改正

一 河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準

1 河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に巡視を行い、障害物の処分等の河川管理施設等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

2 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

3 2の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

4 2の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷等の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

(第九条の三関係)

二 流水の占用の登録

1 法第二十三条の二の登録に係る水利台帳の調書には、水利使用に係る水系及び河川の名称、法第二十六条第一項の許可に係る工作物で主要なものの概要及び3に掲げる事項について記載をするものとする。

(第六条関係)

2 流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水は、ダム又は堰せきから専ら次に掲げる場合に放流される流水とすること。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除くものとする。

(1) 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。

(2) ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。

(3) 法第二十三条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。

(第十四条の二関係)

3 河川管理者が水利台帳に登録しなければならない事項は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
- (2) 登録の対象となる流水の占用に係る発電のために利用する法第二十三条の二に規定する流水に関する事項

- (3) 登録の対象となる流水の占用に係る流水の量
- (4) 登録の対象となる流水の占用に係る権利の存続期間
- (5) 取水口又は放水口の位置その他の流水の占用の場所
- (6) 登録の年月日その他国土交通省令で定める事項

（第十四条の三関係）

三 船舶等の放置等の禁止

みだりに河川区域内の土地に船舶その他の河川管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならないこととする。

（第十六条の四関係）

四 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第二 特定多目的ダム法施行令、沖縄振興特別措置法施行令、構造改革特別区域法施行令、総合特別区域法施行令及び東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の一部の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日その他

一 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行の日から施行するものとする。ただし、第一の三に関する規定は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第二項関係）